

# 高畠町農業委員会第25回総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午前9時00分から午後9時55分

2. 開催場所 高畠町役場 委員会室

3. 出席委員(16名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員
	4番	高梨 修一 委員		5番	長谷川 みどり 委員
	6番	横山 裕一 委員		7番	齋藤 真徳 委員
	8番	嶋津 功美 委員		9番	黒田 雅幸 委員
	10番	菅野 仁一 委員		11番	高橋 稔 委員
	12番	栗田 亮一 委員		13番	安部 春一 委員
	14番	庄司 和美 委員		15番	萩原 拓重 委員
	16番	高橋 正利 委員			

4. 欠席委員(-名)

なし

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 付議事項

報第 38号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	1件
議第102号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第103号	非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について……………	1件
議第104号	高畠町農地利用最適化推進委員の委嘱について……………	1件
議第105号	地域計画の変更に係る農業委員会の意見決定について……………	4件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

事務局次長兼農地係長 山口 充

主 事 齋藤一哉

農地専門員 田村善次

農林振興課職員

主 任 平石哲哉

事務局長

おはようございます。

ただいまより第25回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤職務代理者、よろしくお願ひいたします。皆様、ご起立お願ひいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日、ただいま会長からありましたように、16名中全員出席でございますので、定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、6番横山裕一委員、7番齋藤真徳委員にお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りと決定したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日 1 日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第 3、報第 38 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」1 件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について報告いたします。

【報第 38 号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長

特に発言はないようですので、以上で報第 38 号を終わります。

議 長

次に、日程第 4、議第 102 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3 件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第102号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。10番菅野委員。

10番 10番です。

申請番号25番の譲受人、(所在が)〇〇となっておりますが、〇〇に〇〇さんという人いないんだけど、ちょっと詳細の説明を聞きたいんだけど。

議 長 田村専門員。

番 外 《田村農地専門員》 この件につきましては、空き家に付随してということである案件で、ちょっと行政書士を通して出てきている案件で、この〇〇さんとは直接私たちもお会いしていないんですが、住所は間違いなくこのとおりになっておりまして、そこまでしかちょっと分かっておりません。空き家をお買いになったので、ここに引っ越しする予定だということまでしか、ちょっと分かっておりません。

議 長 10番。

10番 いきさつは説明聞いたので分かっていますが、ただ〇〇に〇〇さんなんていう人は在籍は全然していないと思いますので、そこら辺確認してもらえませんか。全然、そこに在籍していない人が譲受人になっているなんていうのはおかしい話だと思うし、俺の勘違いだかも分からないし、ここら辺ちょっと確認してもらって。

議 長 局長。

番 外 《二宮局長》 まず、住民票と一致しているかどうかということもありますけれども、恐らく、〇〇というのはご存じでしょうか。その方のおうちだと思われま。

以上です。

10番 分かりました。〇〇さんというのは去年、引っ越してきた〇〇の息子の嫁ということか、これ。分かりました。すみません、認識不足でした。

議 長 そのほかございますか。

ちょっとお聞きします。23番、24番ですけれども、この売買の交渉は、どなたが入ったかというのが分かれば。弁護士本人なのか、その辺の情報ありましたら。専門員。

番 外 《田村農地専門員》 この件につきましては、あくまでも弁護士が個人でというか、仕事で入ってしまして、弁護士も直接役場のほうに来ていますし、そのようにやっていたらいいよう。

議 長 分かりました。

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第102号について、原案のとおり決定

するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第5、議第103号「非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 説明の前になんですけれども、資料の訂正をお願いいたします。

申請人の住所なんですけれども、〇〇県となっておりますが、正しくは〇〇県でございます。失礼いたしました。

それでは、説明いたします。

**【議第103号を議案書をもとに朗読】**

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。5番長谷川みどり委員。

5 番 5番です。

6月17日、二宮局長、山口次長、山田委員、私とで現地調査に行ってみました。

〇〇さんは現在、〇〇県の〇〇にお住まいですが、以前はここ〇〇に移住しておりました。ログハウスの住居の近くに、このたびの作業小屋を建てて利用していたということです。平成8年に建てたということで、20年以上経過しているもので、非農地とすることに問題はないと思います。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第103号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第104号「高島町農地利用最適化推進委員の委嘱について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・二宮局長。

番 外 《二宮局長》 それでは、5ページになります。最適化推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

**【議第104号を議案書をもとに朗読】**

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

前回、評価委員会を開催して皆さんが決定されました内容ですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第104号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第105号「地域計画の変更に係る農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

この案件については、農林課から出席をいただいておりますので、平石主任の説明を求めます。・・・平石主任。

番 外 《平石主任》 農林課の平石です。

今年度も地域計画と農振除外の担当をしております。引き続きよろしくお願ひします。

それでは、私のほうから議第105号の説明をさせていただきます。

資料のほう6ページから8ページになります。

こちら、3月末に策定した地域計画について、地域計画区域内の農地を農地転用や農振除外をする要件に、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが追加されたことに伴いまして、農地転用や農振除外をする際に、事前に地域計画の変更を行い、対象農地を地域計画から除外する必要があります。そのため、地域計画の変更に当たり関係機関である農業委員会から意見をいただくものです。

今回の変更事案については、全て農地転用を伴う地域計画の変更になります。

【議第105号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。15番萩原委員。

15番 15番です。

2点ほどお伺いさせていただきます。

流れとしてのお話なんですけど、今回転用の案件に関連するものということだったんですが、これから転用申請が上がってくるという解釈でよろしいんでしょうかというのが1点と、あと今回、土地に関するものの地域計画の変更ということだったんですが、事業計画者が変更するという場合も変更になるかと思うんですけども、そういったときも、例えば経営移譲だとか法人成りしたとか、そういう場合も農業委員会の意見決定ということで、こういった形で上がってくるものなんだろうという2点、よろしくをお願いします。

議 長 平石主任。

番 外 《平石主任》 ただいま萩原委員のご意見につきまして、まず1点目につきましては、転用申請のほうはこれから転用申請のほうが上がってきます。今、地域計画の変更をしている途中なんですけれども、一応今日まで関係機関からの意見聴取を求めています、明日から2週間の地域計画の案の公告・縦覧を行います。それが終わりましたら地域計画のほうの変更の公告となりまして、変更公告が終わったら転用申請ができるようになりますので、一番直近で来月の農業委員会の総会に転用申請が出てくる流れになってきます。

2つ目の件ですが、今回は転用のみの地域計画の変更に係りますが、当然、地域計画の変更ですので、事業計画者なども変更があれば地域計画の変更は必要になってきます。なんですけれども、急ぎではない変更に関しては、基本的にはその都度、変更を行わずに、11月とかに1回話合いの場をもう一回設けたいと考えていますので、そこで全て変更かけることを想定しております。よろしくお願ひします。

議 長

そのほかございますか。

では、ちょっとお聞きしますけれども、地域計画は農振地域のみを計画していると思っております。ですから、この図面を見ると、農振地域でない土地もあるようなんですけれども、もし農振地域内での地域計画からの除外については、この申請と農振除外の申請、両方上がってくるという具合に理解していいんでしょうか。平石主任。

番 外

《平石主任》 地域計画につきましては、農振地域のみを計画として位置づけているのではなくて、高島町の農地全てを位置づけております。

農振除外の際も地域計画のほうは変更必要でして、農地転用のみの場合ですと、先に地域計画のほうを変更してから転用に申請を受け付けられるんですけれども、農振除外を伴う農地転用に関しては、農振除外の届けを出すタイミングで地域計画の変更も同時進行で進めるようになっていきますので、その理解をお願いします。

議 長

そういうことです。全農地だそうです。白地も含めて、地域計画に入っているのは。

そのほか、ありますか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 　　ただいま議題となっております議第105号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 　　ここで暫時休憩をいたします。

午前9時30分　　休憩

午前9時30分　　再開

議 長 　　それでは、再開いたします。

議 長 　　報告事項並びに今後の日程説明に入ります。

番 外 　　《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7 番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きますして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きますして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。